

<h1>指導資料</h1> <p>鹿児島県総合教育センター 平成30年10月発行</p>	<h2>教育相談 第140号</h2>	
	<b>対象校種</b>	小学校 中学校 義務教育学校 高等学校 特別支援学校

### 「学校いじめ防止基本方針」改定のチェックポイント -いじめ防止対策推進法の推進に当たって-

平成 25 年 9 月に施行された「いじめ防止対策推進法」の概要と、国の「いじめ防止基本方針（平成 29 年 3 月改定）」、並びにそれを踏まえた「鹿児島県いじめ防止基本方針（平成 29 年 10 月改定）」の主な改定事項について説明する。さらに、それらを基にした、各校における「いじめ防止基本方針」の改定に当たってのチェックポイントを示す。

#### 1 いじめの現状と認知について

##### (1) いじめの認知件数

文部科学省が平成 29 年度に実施した「平成 28 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査結果」によると、平成 28 年度の全国・本県のいじめの認知件数は下記のとおりであった。

	全 国	本 県
小学校	234,333 件	3,935 件
中学校	68,291 件	1,345 件
高等学校	10,017 件	643 件
特別支援学校	1,614 件	48 件
合計	314,225 件	5,971 件

なお、1000 人当たりのいじめの認知件数は本県では 31.2 件、全国で 23.8 件であった。全国と比較しても、いじめの認知が適切になされている状況が分かる。一方で、いじめの認知件数が「0 件」である学校数は、本県学校数のおよそ 5 割に当たる 425 校であった（小規模校も含む）。

##### (2) いじめ態様の状況（全国、複数回答）

全国のいじめ態様の状況の中で、最も多いのが「ひやかし、からかい、悪口、脅し文

句（62.5%）」、次に多いのが「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする（21.6%）」、「仲間はずれ、集団による無視をされる（15.3%）」である。また、「パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる（3.3%）」などもあり、表面的な見方だけではいじめの発生に気付にくい状況があるため、法律や改定されたいじめ防止基本方針の内容を確認する必要がある。

#### 2 いじめ防止対策推進法の概要

昨今、全国における深刻ないじめ、あるいは、いじめから自殺につながるケースなど、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利侵害の事例が数多く見られるようになった。

いじめは、児童生徒の心身の健全な成長や人格の形成に重大な危険を生じさせる恐れがあることから平成 25 年 9 月 28 日に、「いじめ防止対策推進法」が施行された。この法律には、学校だけでなく、社会・家庭・地域が一体となっていじめの防止に努めることが明記してある。

この法律の学校に関する項目を次に整理する。

	項目	関係条文
1	学校及び学校職員の責務	8, 15, 23 条
2	学校いじめ防止基本方針	12, 13 条
3	学校におけるいじめの防止	15 条
4	いじめ早期発見のための措置	16 条
5	いじめ防止等のための対策に従事する教職員の資質向上	15, 18 条
6	インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進	19 条
7	啓発活動	19, 21 条
8	学校等におけるいじめの防止等の対策のための組織	22 条
9	いじめに対する措置	23, 25 条
10	重大事態への対処	28, 30 条
11	学校評価における留意事項	34 条

学校及び教職員は、児童生徒の保護者、地域住民、児童相談所、その他の関係者と連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組むとともに、学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われる時は、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

### 3 「いじめ防止基本方針」の改定について

平成25年のいじめ防止対策推進法の施行後3年を目途に検討を求める規定によって、平成29年に国・県の基本方針の見直しが行われた。主な改定は下記のとおりである。

#### (1) いじめの定義について

これまでの基本方針では、「けんか」が、いじめの定義から除かれていたが、けんかやふざけ合いであっても、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する旨を追記した。

#### (2) 学校評価について

学校におけるいじめ防止等のための取組状況を評価の項目に位置付けることを規定した。

#### (3) 学校はいじめ対策組織・いじめの情報共有

教職員がいじめの情報を抱え込み学校内で共有しないことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反することを明記した。

#### (4) いじめの未然防止・早期発見

児童生徒の豊かな心を育成する観点から、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことに関連して、道徳科の授業や特別活動における児童生徒の主体的な活動の推進の必要性を明記した。

また、児童生徒の心身状態に関するアセスメントシートである「学校楽しいーと」、「SNSチェックシート」などの質問紙の重要性や教育相談・チームによる支援など、活用方法に関する研修の必要性を明記した。

#### (5) いじめへの対処

いじめが安易に「解消」とされ、対応されていない状況を受け、いじめの「解消」の定義を詳細に規定した。また、教職員の業務負担軽減について明記した。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- いじめに係る行為が止んでいること  
(少なくとも3か月を目安)
- 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが、「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については継続して注意深く観察する必要がある。

また、アンケート調査や個人面談において児童生徒が自らSOSを発信すること、及びいじめの情報を教職員に報告することは多大な勇気を要するものであることを理解し、真摯に対応しなければならない。

#### (6) 法の理解増進等

保護者及び地域に対する周知として、PTAの協力を得ることを明記した。

#### (7) 特に配慮が必要な児童生徒

学校として特に配慮が必要な次のような児童生徒については、日常的に、適切な支援を

行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を行うこととする。

- 発達障害を含む、障害のある児童生徒
- 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
- 性同一性障害や性的指向、性自認に係る児童生徒
- 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒

#### 4 「学校いじめ防止基本方針」の改定に当たってのチェックポイント

いじめ防止対策推進法第13条に、「学校においては、いじめ防止基本方針又は、地方(県・市町村)いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止基本方針を定めるものとする。」とある。その際は、以下に示すチェックポイントを基に自校のいじめ防止基本方針の内容を見直したい。

- 年間の学校教育活動全体を通じて、いじめ防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるようになっていきますか？



いじめに向かわない態度・能力の育成等の「いじめが起きにくい、いじめを許さない」環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめ防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるように、包括的な取組の方針を定めて、その具体的な指導内容のプログラム化を図ることが必要である。

- 全職員で実施できるように具体的な取組が盛り込まれていますか？



アンケートやいじめの通報、情報共有や適切な対処の在り方についてのマニュアルを定め、それを徹底するための「チェックリストを作成・共有して全職員で実施する」などのような具体的な取組を盛り込む必要がある。

- 学校いじめ対策組織の年間を通じた活動が具体的に記載されていますか？



学校いじめ防止基本方針は、学校いじめ対策による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画、事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組を含めた、年間を通じた当該組織の活動が具体的に記載されるものでなければならない。

- 加害児童生徒への対応方針が定められていますか？



加害児童生徒に対する成長支援の観点から、教育的配慮の下、いじめの非に気付かせつつ謝罪の気持ちを醸成し、加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めることが望ましい。

- 学校いじめ防止基本方針が適切に機能しているかを点検し、見直すことを盛り込んでいますか？



学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ防止対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを方針に盛り込んでおく必要がある。

- 学校評価に、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を評価する項目がありますか？



学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置

付ける必要がある。いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりに係る取組，早期発見，事案対処のマニュアルの実行，定期的並びに必要な応じたアンケート，個人面談・保護者面談の実施，校内研修の実施等）に係る達成項目を設定し，学校評価において目標の達成状況を評価しなければならない。各学校は評価結果を踏まえて学校におけるいじめの防止等の取組の改善を図る必要がある。

□ 学校いじめ防止基本方針の策定は，保護者・地域住民・関係機関等の参画を得て作成されたものになっていますか？



学校いじめ防止基本方針を策定するに当たっては，方針を検討する段階から保護者，地域住民，関係機関等の参画を得たいじめ防止基本方針になるようにすることが，策定後の学校の取組を円滑に進めていく上でも有効である。

いじめについては，特定の教職員で問題を抱え込まず，学校が組織的に対応することにより，複数の教職員による状況の見立てが可能になる。必要に応じて心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，警察官経験者など外部専門家等が参加することにより，実務的ないじめ問題の解決を進めることができる。

□ 学校いじめ防止基本方針を容易に確認できるようになっていますか？



策定した学校いじめ防止基本方針については，各学校のホームページへ掲載するなど，保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じる必要がある。

□ 学校いじめ防止基本方針を入学時・各学年度の開始毎に児童生徒・保護者・関係機関等に説明していますか？



児童生徒，保護者に対し，入学時・各学年度の開始時に学校いじめ防止基本方針を説明し，保護者の責務や対応の在り方を確認する。インターネット等を通じたいじめが行われた場合は，法務局等の協力を求め，削除の申請等を行うことについても周知する。

## 5 終わりに

いじめの未然防止や早期発見・早期解消などのいじめ問題への対応は，法や基本方針に基づき，確実に取り組んでいく必要がある。各学校におけるいじめの認知については，少ないことをよしとするのではなく，軽微と思われるものについても積極的に把握し，「1件でも多く発見し，それらを多く解消する」という本県の基本方針の下，児童生徒等に対して適切な対応を取ることが求められている。「いじめ」であるか否かの判断は，いじめられた児童生徒の立場に立って被害者感情から判断を行い，真摯に対応していきたい。

### —引用・参考文献—

- 『いじめ防止対策推進法』平成25年9月28日
- 文部科学省『国いじめ防止基本方針』平成29年3月14日改定
- 鹿児島県教育委員会『県いじめ防止基本方針』平成29年10月改定
- 文部科学省 平成28年度『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』

(教育相談課 塚元 宏雄)